

第4節 一般舗装工

2-4-1 一般事項

- 1 本節は、一般舗装工として舗装準備工，アスファルト舗装工，コンクリート舗装工，薄層カラー舗装工，ブロック舗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 下層路盤の築造工法は，粒状路盤工法，セメント安定処理工法及び石灰安定処理工法を標準とするものとする。
- 3 上層路盤の築造工法は，粒度調整工法，セメント安定処理工法，石灰安定処理工法，瀝青安定処理工法，セメント・瀝青安定処理工法を標準とするものとする。
- 4 受注者は，路盤の施工に先立って，路床面又は下層路盤面の浮石，その他の有害物を除去しなければならない。
- 5 受注者は，路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは，設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

2-4-2 アスファルト舗装の材料

アスファルト舗装工に使用する材料については，岡山県土木工事共通仕様書3-2-6-3によるものとする。

2-4-3 コンクリート舗装の材料

コンクリート舗装工で使用する材料については，岡山県土木工事共通仕様書3-2-6-4によるものとする。

2-4-4 舗装準備工

- 1 受注者は，アスファルト舗装工，コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って，上層路盤面の浮石，その他の有害物を除去し，清掃しなければならない。
- 2 受注者は，アスファルト舗装工，コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面又は基層面の異常を発見したときは，設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は降雨直後及びコンクリート打設2週間以内は防水層の施工を行ってはならない。また，防水層は気温5℃以下で施工してはならない。

2-4-5 アスファルト舗装工

- 1 受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。
 - (1) 受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。
 - (2) 受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。

ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。
 - (1) 受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。
 - (2) 受注者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、1層の仕上がり厚が15cm以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20cmとすることができるものとする。
 - (3) 受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。
- 3 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合には、岡山県土木工事共通仕様書3-2-6-5アスファルト舗装工の第3項による。
- 4 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合には、岡山県土木工事共通仕様書3-2-6-5アスファルト舗装工の第4項による。
- 5 受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。
 - (1) 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督員の確認を得なければならない。

ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。

なお、標準品（年度当初に県及び市が配合設計書を承認した）を使用する場合は、配合設計を省略できるものとする。

- (2) 受注者は、小規模工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。
- (3) 再生加熱アスファルト混合物のうち、アスファルトコンクリート再生骨材の配合率は40%とする。
- (4) 受注者は、舗設に先立って、本項第1号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-1に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による試験練り結果報告書を監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。
- なお、標準品（年度当初に県及び市が配合設計書を承認した）を使用する場合は、配合設計を省略できるものとする。

表2-1 マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類	①	②		③	④	⑤		⑥	⑦	⑧	⑨
	粗粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	細粒度ギャップアスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	開粒度アスファルト混合物		
	20	20 13	13	13	(20F) (13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	13	
突固め回数	C交通以上	75				50				75	
	B交通以上	50								50	
空隙率(%)	3~7	3~6		3~7	3~5		2~5	3~5	-		
飽和度(%)	65~85	70~85		65~85	75~85		75~90	75~85	-		
安定度 kN	4.90以上	4.90	4.90				3.43以上	4.90以上	3.43以上		
		(7.35) 以上	以上								
フロー値(1/100cm)	20~40						20~80	20~40			

- (5) 受注者は、小規模工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。
- (6) 受注者は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。
- (7) 受注者は、表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、本項第8号に示す方法によって基準密度をもとめ、監督員の承諾を得なければ

ばならない。ただし、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。

- (8) 表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1～2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。

開粒度アスファルト混合物以外の場合

$$\text{密度 (g/c m}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{表乾供試体の空中質量 (g)} - \text{供試体の水中質量 (g)}} \times \text{常温の水の密度 (g/c m}^3\text{)}$$

開粒度アスファルト混合物の場合

$$\text{密度 (g/c m}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{供試体の断面積 (c m}^2\text{)} \times \text{ノギスを用いて計測した供試体の厚さ (cm)}}$$

- (9) 受注者は、小規模工事（総使用量500 t未満あるいは施工面積2,000 m²未満）においては、実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。
- (10) 混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条第4項(5)～(15)号によるものとする。
- (11) 受注者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。
- (12) 受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (13) アスファルト基層工及び表層工の施工にあたって、プライムコート及びタックコートの使用量は、設計図書によるものとする。
- (14) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ又はエンジンブレイヤで均一に散布しなければならない。

- (15) 受注者は、プライムコートを施工後、交通を開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。
- (16) 受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。
- (17) 混合物の敷均しは、本条第4項号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、層の仕上がり厚は7cm以下とするものとする。
- (18) 混合物の締固めは、本条第4項(19)～(21)号によるものとする。
- (19) 継目の施工は、本条第4項(22)～(25)号によるものとする。
- (20) アスカーブの施工は、本項によるものとする。
- 6 受注者は、監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。
- 7 路盤工の締固めは密度で管理するものとする。

2-4-6 コンクリート舗装工

受注者は、コンクリート舗装工の施工においては岡山県土木工事共通仕様書3-2-6-4コンクリート舗装工による。